

太田市生成 AI サービス提供事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1：趣旨

本要領は、「太田市生成 AI サービス提供事業」（以下「本業務」という。）の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2：業務概要

（1）目的

本業務の目的は、本市職員が、情報漏洩リスクを排除する高度な情報セキュリティを確保しながら、安全かつ効率的に生成 AI サービスを活用することで、職員の文書作成等の負担を軽減し、より業務に集中できる体制を構築することを目的とする。

（2）業務内容

詳細は、別途「太田市生成 AI サービス提供事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで。

ただし、利用開始は令和 8 年 4 月 1 日からを想定しており、利用料の発生は利用開始後からとする。

3：見積限度額

金 3, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

4：契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5：日程

実施内容	実施期間又は期日
公募開始（プロポーザル実施に係る公告）	令和 7 年 1 1 月 6 日（木）
実施要領等の配布（ホームページで公開）	令和 7 年 1 1 月 6 日（木） ～ 1 1 月 2 8 日（金）
参加表明の受付	令和 7 年 1 1 月 6 日（木） ～ 1 1 月 2 8 日（金） 正午（必着）
質問書提出期限	令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金） 正午（必着）
質問書回答日	令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）
参加資格確認結果及び提案要請書の通知	令和 7 年 1 2 月 1 日（月）

企画提案書提出期限	令和7年12月15日（月）正午（必着）
プレゼンテーション審査日	令和7年12月23日（火）
審査結果の通知	令和7年12月26日（金）
契約締結	令和8年 2月 2日（月）

6：参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- （１）直近３年以内に自治体（都道府県及び市区町村とし、その指定管理者を含む。）を契約相手方として生成 AI サービスの構築等に関する業務履行実績があること。
- （２）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）またはプライバシーマーク等の公的認証を取得していること。
- （３）地方自治法施行令（昭和２２年 政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当していないこと。
- （４）本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止処分を受けていないこと。
- （５）参加表明書の提出締切日において国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- （６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- （７）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条及び第８条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- （８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条及び第４条による指定を受けた指定暴力団等及びその構成員でないこと。
- （９）提案者は、事業化に向け必要となる市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者であること。
- （１０）仕様書の必須要件を全て満たす者であること。

7：実施要領等の配布

- （１）配布期間 令和7年11月6日（木）～11月28日（金）
- （２）配布方法 太田市ホームページに掲載し、配布する。

《掲載場所》

情報管理課＞公募型プロポーザルを実施します【生成 AI サービス利用】

(3) 配布書類

- (ア) 太田市生成 AI サービス提供事業に係る公募型プロポーザル実施要領
- (イ) 太田市生成 AI サービス提供事業に係る仕様書
- (ウ) 参加表明書 (様式第 1 号)
- (エ) 秘密保持誓約書 (様式第 2 号)
- (オ) 会社概要書 (様式第 3 号)
- (カ) 業務実績表 (様式第 4 号)
- (キ) 質問書 (様式第 5 号)
- (ク) 企画提案辞退届 (様式第 6 号)
- (ケ) 太田市生成 AI サービス提供事業に係る仕様書に基づく必須要件チェックリスト (様式第 7 号)

8 : 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり関係書類を提出すること。

なお、(キ) 及び (ク) については、法人設立または事業開始から 1 年未満のため提出ができない場合、その旨を記載した理由書 (自由様式) を添付すること。

(1) 提出書類

- (ア) 参加表明書 (様式第 1 号)
- (イ) 秘密保持誓約書 (様式第 2 号)
- (ウ) 会社概要書 (様式第 3 号)
- (エ) 業務実績表 (様式第 4 号)
- (オ) 太田市生成 AI サービス提供事業に係る仕様書に基づく必須要件チェックリスト (様式第 7 号)
- (カ) ISMS 適合性評価制度の認定またはプライバシーマークの認定を受けていることを確認できる書類の写し
- (キ) 決算書の写し
直近のもの 1 期分 (半期決算の場合は 2 期分)
- (ク) 直近 1 か年分の納税証明書
(本店所在地が東京 23 区内の場合は、都税事務所が発行する納税証明書)
 - ①法人の場合 ・消費税及び地方消費税
・本店所在地の法人市町村民税
・本店所在地の固定資産税・都市計画税
 - ②個人の場合 ・消費税及び地方消費税
・住所地の個人市町村民税
・住所地の固定資産税・都市計画税

(ケ) 本市の入札参加資格を有していない場合、下記の書類についても提出すること。

①商業登記簿謄本（申請日の3か月以内のもの）

②印鑑証明書（申請日の3か月以内のもの）

(2) 提出期限 令和7年11月28日（金）正午（必着）

(3) 提出先 〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 企画部 情報管理課

(4) 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、簡易書留で送付することとし、持参の場合は開庁日の9時から17時（ただし11月28日は9時から正午）までの間で受け付ける。

(5) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）

※正本と副本の内容は同一とするが、副本への押印は省略できる。

9：実施要領等の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和7年11月21日（金）正午（必着）

(2) 提出方法 電子メール

※件名を「【質問】太田市生成AIサービス提供事業_プロポーザル」とすること。

※電子メール送信後、電話で電子メール送信をした旨を連絡すること。

(3) 質問様式 質問書（様式第5号）

(4) 提出先 太田市役所 企画部 情報管理課

(5) 回答方法 令和7年11月25日（火）に質問者及び参加表明者に電子メールにて回答する。

10：辞退

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、企画提案辞退届（様式第6号）を次のとおり提出すること。なお、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

(1) 提出期限 令和7年12月15日（月）正午（必着）

(2) 提出場所 太田市役所 企画部 情報管理課

(3) 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、簡易書留で送付することとし、持参の場合は開庁日の9時から17時（ただし12月15日は9時から正午）までの間で受け付ける。

11：企画提案書の提出

企画提案書は仕様書に沿って作成し、わかりやすく簡潔な表現を用いること。なお、企画提案書及び見積明細書は任意様式とする。

(1) 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式）

※A4サイズで作成すること。また、30ページ以内とし、通し番号を付すこと。

(イ) 見積明細書（任意様式）

(2) 提出期限 令和7年12月15日（月）正午（必着）

(3) 提出先 〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 企画部 情報管理課

(4) 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、簡易書留で送付することとし、持参の場合は開庁日の9時から17時（ただし12月15日は9時から正午）までの間で受け付ける。

(5) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）

※正本と副本の内容は同一とするが、副本への押印は省略できる。

12：審査方法

仕様書に基づき提出された企画提案書等について、太田市生成AIサービス提供事業に係る公募型プロポーザル業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）においてプレゼンテーション審査を実施する。

(1) プレゼンテーション審査について

①実施日時

令和7年12月23日（火）午前10時00分～

②実施場所

オンライン（zoom）

※ミーティングID、パスコード等については、参加資格を確認後に情報管理課より電子メールにて通知する。

③実施方法

1者45分以内（プレゼンテーション30分、質疑応答15分）

④評価項目・配点

プレゼンテーションの評価項目・評価内容・配点は、下表に示すとおりとする。

【評価要件】

評価項目	評価内容	配点
I 利用環境	・用途に応じて、複数（3つ以上）の大規模言語モデル（LLM）を手動で切り替えられること。 ・用途別におすすめの大規模言語モデル（LLM）が提示されていること。 ・画面は分かりやすく、便利機能搭載の他、ミス防止やアクセビリティにも配慮されている。 ・業務の流れ作りやプロンプト共有などで仕事の効率化が図れる機能を有していること。	15
II 管理機能	・月ごとに柔軟に料金プランを調整できること。 ・アカウントについて、一括登録や権限管理が簡単であること。 ・利用状況について、人・部局・文字数・モデル別まで見える化し、CSV出力が可能であること。 ・承認フロー、ログ分析など高度な管理機能を有していること。	9
III セキュリティ	・データを消去するやり方が国際標準に沿っており、証拠の記録や証明書も出せること。 ・第三者の監査にも対応可能であること。 ・IP制限や端末の健全性チェック、細かな権限分け、詳細な監査など、実務で役立つ強化策が複数あること。	15
IV 検索拡張生成機能（RAG）	・検索拡張生成機能（RAG）の精度が高く、根拠（参照元）の明示がしっかりしていること。 ・索引の更新が容易で、部局ごとのアクセス制限にも対応できること。	9
V 構築支援／運用サポート等	・導入時から機能の習熟まで伴走されていること。 ・データ移行や部局展開、マニュアル作成、効果測定までまとめて支援されていること。 ・障害時の即時対応など手厚いサポートが揃っていること。	12
VI 価格	・（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）×30	30
VII その他	・I～Vのほか、業務効率化を図り、生産性を高めることができる機能（すぐ使えるプロンプトテンプレートなど）や効果を検証できる機能（推定削減時間を計算し、表示できる機能など）を有していること。	10
合計		100

1 3 : 選考方法

審査委員会では、審査委員が評価項目ごとに評価し、配点に応じて得られた点数を合計し、最高点を得た提案者を候補者として選定する。なお、総合得点の最も高い提案をした参加者が複数者存在した場合（同得点 1 位の場合）、正副委員長の合計得点（評価要件の得点の合算）の高い者を最優秀提案者とし、本業務の候補者として選定する。

1 4 . 審査結果の通知

- （１）提案者全員の電子メールアドレス宛に通知し、電話等による問い合わせには応じない。
- （２）審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

1 5 . 契約の締結

- （１）審査により選定された候補者と契約締結に向けた協議を行う。なお、契約交渉が不調となった場合は、審査順位が上位の提案者から順に契約締結の交渉を行う。
- （２）契約方法は本プロポーザルに基づく随意契約とする。
- （３）契約にあたっては太田市契約規則（平成 1 7 年太田市規則第 7 5 号）に基づくこととする。
- （４）企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び契約金額は太田市との交渉で決定する。

1 6 . 留意事項

- （１）本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、参加表明者の負担とする。
- （２）企画提案は 1 者につき、1 件とする。
- （３）提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは原則として認めない。
- （４）提出された書類等は返却しない。
- （５）提出された書類は、審査目的以外の使用はしない。
- （６）提出書類について情報公開開示請求があった場合は、太田市情報公開条例（平成 1 7 年太田市条例第 9 号）に基づき公開する。
- （７）提出された書類は、審査範囲内で複製することがある。
- （８）提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加表明者に帰属する。
- （９）本市が、必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- （1 0）次のいずれかに該当する場合は失格となる。
 - ①提案価格が見積限度額を超えている場合
 - ②提案期限を過ぎて書類が提出された場合
 - ③契約締結時までに「3. 参加資格」を欠いていることが判明した場合
 - ④提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
 - ⑤前各号に定めるほか、著しく審議に反する行為等、審査委員長が失格であると認定し

た場合

- (11) プロポーザルの提案者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。なお、プロポーザルに参加した全提案者が失格の場合は、企画提案方式により生成 AI サービス提供事業者を再公募する。
- (12) 企画提案にあたって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、参加表明者の責任において処理すること。
- (13) 本プロポーザルへの参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報は除く）は、本業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。
- (14) 契約の履行にあたり契約業務の全部を第三者に委託することを禁止とする。
- (15) 本選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (16) 審査結果に対する異議は一切受け付けない。
- (17) 候補者として選定された場合、速やかに太田市入札参加資格者登録を行うこととする。
- (18) 審査委員会は非公開とし、内容の照会等には応じない。

17. 担当部署（問い合わせ先）

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号（本庁舎2階）

太田市役所企画部情報管理課

TEL：0276-47-1814（直通）

E-mail：005700@mx.city.ota.gunma.jp